

保護者各位



令和元年8月26日

令和元年10月1日より、家庭の経済負担の軽減をはかるとともに生涯にわたる人格形成の基礎を培い、全ての子どもが健やかに成長するために良質かつ適切な幼児教育・保育を支援するために、幼児教育・保育の無償化がスタートします。無償となるのは、3歳から5歳までの園児の利用料と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料です。尚、体験教育経費（入園時のみ）に関してはこれまで通り実費徴収となりますのでご理解のほど宜しくお願い致します。

～新しい認定区分について～

【1号認定の園児】

(新) 1号認定	保護者の就労などでの保育の必要性がない（預かり保育を利用しない）園児。 ※教育利用の利用料が無償化。手続きは必要ありません。
新2号認定	保護者の就労などでの保育の必要性がある市町村の認定を受けたクラス年齢3歳以上の園児。※教育の利用と預かり保育（なかよしコース・春期教室・夏期教室・冬期教室・土曜教室）が無償化。手続きが必要となります。
新3号認定	保護者の就労などでの保育の必要性がある市町村の認定を受けた満年齢3歳の園児。※教育の利用が無償化。手続きが必要となります。 尚、市民税非課税世帯に限り預かり保育（なかよしコース・春期教室・夏期教室・冬期教室・土曜教室）が無償化となります。

【2号認定の園児】

2号認定	クラス年齢3歳以上の園児は教育・保育の利用料は無償となります。 手続きの必要はありません。
------	--

～（新）1号認定園児・新3号認定園児の預かり保育について～

料金は以下の通りになります。1日300円です。

項目	内容	金額
平日	教育時間終了後（15:00～18:30）	1日300円
土曜日・長期休業期間	7:30～18:30	1日600円
延長料金	短時間認定 16:00～19:00 標準時間認定 18:30～19:00	1時間500円

※教育時間は、平日10:00～15:00となります。

※但し、新3号認定児のなかよしコースの会費は今まで通り月3,000円とします。

（市民税非課税世帯のみが無償となります。）

～給食費について～

給食費は、【1号認定の園児】（新）1号認定・新2号認定・新3号認定と【2号認定の園児】共に副食（おかず、デザート類、飲み物等）は、国の基準でもある一人当たり4,500円に準じて設定いたしました。主食（主に麺類、パン）に関しましては、毎月1000円とし合計月額5,500円の実費徴収となりますが、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

(新) 1号認定児 新3号認定児	主食・木金（主に麺類、パン）	1,000円
	副食（おかず、デザート類、飲み物等）	4,500円
	夏休み（8月）・冬休み（1月）は給食費を徴収致しません。	給食費（10ヶ月） 55,000円
新2号認定児 2号認定児	主食・木金（主に麺類、パン）	1,000円
	副食（おかず、デザート類、飲み物等）	4,500円
	夏休み（8月）・冬休み（1月）も給食費を徴収致します。	給食費（12ヶ月） 66,000円

※（新）1号認定児が、預かり保育を利用する場合は平日1日300円。

・新3号認定児が、預かり保育を利用する場合は平日月額3,000円。

～預かり保育の無償化対象となるための手続きについて～

- すでに、認定こども園に入園しており、通常の教育時間のみを利用する場合等、保育の必要性が無い場合は、新たな手続きの必要はありません。
- 預かり保育を利用する場合で、無償化の対象となるためには自治体から受けている現在の1号認定の他に、新たに認定の新2号または新3号認定を受ける必要があります。
申請者は、市町村より配布の書類と添付書類を園に提出下さい。
幼稚園に提出の際は、必ず封入、封緘し、封筒に氏名を漢字で記入して提出して頂きます。
- 保育の必要の認定要件は、認可保育所の利用申し込みの際の要件と同等です。
※月64時間以上の就労・就学・介護・看護や妊娠・出産後間もない場合、求職活動などの事由に該当する場合。
- 副食費減免対象者について（自治体から通知がきます。）
 - ・1号、2号認定児の年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（※）
 - ・3号認定児の給食費
 （※）多子の算定基準については、これまでの保育料の多子減免と同じ扱いです。

